

オールド自由主義の現代的意義

ーヴァルター・オイケンの秩序理論を中心にー

黒川洋行

はじめに

近年、新しい自由主義の一派であるオールド自由主義（フライブルク学派）の経済思想については、ヨーロッパ経済統合との関連を中心として、法学、経済学の分野で多くの研究成果が出され活発化している。たとえば、Gerber(1998),Wegmann(2008),Joerges(2017),Oksala(2017),Kiely(2018),Biebricher(2020),Kolev(2020) があり、本邦においても、田中（2005）、庄司（2014）、川嶋（2022）福澤（2020）、福田（2021）などが挙げられる。その背景には、2010年代のユーロ危機に対する政策的対応について、ドイツ政府がみせた厳格なスタンスが、フランス側との対立的構造のなかで注目されたことも挙げられよう（例えば、ユーロ共通債の新設をめぐる議論など）。こうしたドイツ政府の考え方の背後にある思想的バックボーンとして、ドイツ独自のリベラルな経済思想に対して、改めて内外からの関心が高まってきていることが考えられる。他方、オールド自由主義思想は、従来から主にドイツでは活発な研究が行われ、最近になって米国でもさかんに研究が行われているが、本邦では十分な研究の蓄積がなされていないものと思われる。そこで、本稿においては、そもそも、戦間期に誕生したこの新しい自由主義が、いかなる経済思想と方法論に基づいているのか、そして、それが現実の経済政策といかなる点において関係しているのかという論点について、その中核となるヴァルター・オイケンの秩序理論の全体的構造に注目しつつ明らかにしたい。さらに、それを踏まえて、現代における意義についても若干の考察を試みることにしたい。

1. オールド自由主義の概要

（1）定義と特徴

オールド自由主義とは、法的ルールに基づく市場経済の構築による競争秩序の樹立と維持をめざそうとする秩序理論をその中核とする経済思想である。オールド自由主義の基本的な考え方として、市場は、それが適正に機能することを担保するためには、国家による法的・制度的な枠組みを必要とするという点がある¹。

¹ Biebricher(2020), S.191

オールド自由主義の秩序理論は、法学的概念たる経済憲法と経済学的概念たる市場形態論との相互依存的関係性を重視する点に、その特徴と独自性がある。

オールド自由主義の経済思想の中心的概念は、機能的でしかも人間の尊厳にふさわしい「競争秩序」(Wettbewerbsordnung)であり、競争秩序は、社会全体を包括する法的枠組み、すなわち一般的競争法規および特別競争法規からなる経済憲法によって担保されるところの、あるべき経済秩序である。

フライブルク学派の学者らは、豊かで自由であり公平な社会にとって不可欠となるところの、競争的な経済秩序を考案し、かかる自由主義的概念の重要性について、すでに戦間期の早い時期から合意していた。ただし、同時に、かれらは、かかる社会は、市場が「憲法的な枠組み」の基礎の下に構築された場合にのみ、実現可能であると見ていたのである。すなわち、法的枠組みを伴った経済秩序こそが、競争を破壊から防御し、市場からのメリットが、社会全体に対して公正に配分されることを保証するのである。こうした法学的・経済学的な思想が、フライブルク学派の本質的要素である。したがって、オールド自由主義の思想と秩序理論の研究には、法学と経済学との協働が必要となるのである。

オールド自由主義の特色は、特に権力の関係性に特別に留意しつつ、法的または倫理的な枠組みの不可欠性に焦点を当てながら「秩序において考える」(Denken in Ordnung)ことや「原理やルールに基づいて経済政策を打ち立てる」といった考え方にある。(Kolev 2020:33)

(2) フライブルク学派

この新しい自由主義の学派は、戦間期ドイツにおいて誕生し、戦後になってオールド自由主義と呼ばれるようになったが、フライブルク大学の経済学者ヴァルター・オイケン (Walter Eucken) およびレオンハルト・ミクシュ (Leonhard Miksch), 法学者のフランツ・ベーム (Franz Böhm), ハンス・グロスマン=デルト (Hans Grossman-Doerth)²を中心として発展したため、かれらは、フライブルク学派とも呼ばれる。また、かれらに近い立場として、アレクサンダー・リュストウ (Alexander Rüstow) やヴィルヘルム・レプケ (Wilhelm Röpke) がおり、戦後のドイツにおける経済理念となった「社会的市場経済」の提唱者であるアルフレート・ミュラー=アルマック (Alfred Müller-Armack) もまた、彼らからの影響を受けている。こうした新しい自由主義に属する人物の経歴は、図表1にまとめている。

² ハンス・グロスマン=デルトは、1933年にフライブルク大学に着任、法学の教鞭をとっている。かれは、私的な経済権力による諸問題に関する考察を行った。主著では、1931年に巨大企業およびカルテルの標準的な契約がかれら自らの法を創出することによって、社会の諸義務を回避しようとしていることを解明しようとした。

図表 1：オールド自由主義の代表的学者

Walter Eucken (1899-1950)：経済学者。「人間の尊厳にふさわしい経済秩序」としての競争秩序の確立・維持のために「強い国家」を要請。国家が担うべき経済憲法としての秩序政策の諸原理を、①7つの構成的原理、②4つの規制的原理として提示。フライブルク学派の中心的人物。

Franz Böhm (1895-1977)：法学者。オイケンとともにフライブルク学派の中心的人物。戦後は、連邦参議院議員となり、ドイツの競争制限禁止法（反カルテル法：1957年）の制定のために尽力した。

Leonhard Miksch (1901-1950)：経済学者。市場諸形態に対して最適な市場憲法（制度）を適用する必要性、それによって、不完全競争下での「かのようにの競争」の実現可能性を論じた。博士論文はオイケンが指導教授。戦前はジャーナリスト、戦後はフライブルク大学教授。

Alexander Rüstow (1885-1963)：文化社会学者。ワイマール期の議会制民主主義における多元主義（Pluralism）を批判し、リベラルな介入主義と、その主体たる「強い国家」の要請を主張した。1933年、ナチスを避けてスイスを経てトルコに亡命し、戦後はハイデルベルク大学教授。活力政策（Vitalpolitik）を考案。また、晩年はエアハルトとミュラー＝アルマックが提唱した「社会的市場経済」の啓蒙活動も行った。

Wilhelm Röpke (1899-1966)：経済学者、文化社会学者。1933年、ナチスによって大学教職をはく奪され、トルコ・スイスに亡命。「社会的市場経済の父」の一人。戦後は、「Civitas Humana」など三部作を著した。

Alfred Müller-Armack(1901-1978)：経済学者。ケルン学派。自身が1946年に著した「社会的市場経済」の経済理念は、オイケン、ミクシュ、レプケらの影響を受けたと明確に述べている。ケルン大学からエアハルト連邦経済大臣の下で同省事務次官となり、ドイツ政府側のEEC条約締結交渉を統括した。

オイケン、ベーム、グロスマン＝デルトの連名において公表された「1936年のオールドのマニフェスト³」は、かれらフライブルク学派による新しい自由主義の方向性を内外に宣言する重要なパンフレットである。その要点は次のとおりである。

- i) 法学と政治経済学との協働的な学際的アプローチを要求している。
- ii) それまで支配的であった歴史主義との明確な決別が述べられている（歴史主義＝相対主義だとして）。
- iii) 経済憲法の重要性を強調している。
- iv) その理念から、現実の法規を構成要素として位置付ける必要性を主張している。

たとえば、破産法が挙げられている。同法は単に手続き法の観点から取り扱われるべきではなく、ある企業がどのような場合に市場経済秩序から除外されるかを定めるための経済憲法の重要な構成要素である。労働法、不動産法、家族法、行政法についても、同様に経済憲法の規範的理念が適用されなければならないとしている。

（3）強い国家

古典的自由主義による自由放任の思想においては、アダム・スミスの「見えざる手」のように、各経済主体が追求する個別的利益は、そのまま社会の全体的利益と調和するとの考え方があった。そこから帰結されるのは、国家と経済の分離であり、夜警国家観である。しかし、自由な経済は、やがて独占、カルテル、シンジケートなどを生み出した。これらは、経済権力と化して市場の機能を阻害し、自らの利益ばかりを追

³ 同文書（The Ordo Manifesto of 1936）の邦訳は次の英語版から行った。Biebricher and Vogelmann(2017),pp.27-39.

求し、結果として社会の全体利益と乖離する事態を招いたのである。やがて、こうした私的権力である独占、カルテル等は、ナチスの政権掌握後には、徐々に国家と結びつき、中央管理経済へと融合していったのである。

オールド自由主義の考え方は、旧い自由主義や夜警国家観を「強い国家」(starker Staat)へと置き換えることにあった。すなわち、オールド自由主義においては、競争秩序を確立し維持するための秩序政策の実施主体として、国家・政府の役割が重んじられている。自由な競争秩序は、自由放任による古典的自由主義の考え方では到達できず(なぜなら、独占・カルテルなどの経済権力による競争阻害のためである)、「強い国家」による秩序政策(Ordnungspolitik)を用いた「リベラルな介入主義」によってはじめて機能させることができる。

オールド自由主義が、新しい自由主義(Neo-liberalism)に属する所以は、旧来の自由主義が国家の経済への干渉を否定していた(自由放任 *laissez-faire*: 国家と経済・社会の分離)のに対して、オールドでは、個人の自由と人間の尊厳にふさわしい経済秩序を保障するために、むしろ、秩序政策による国家の経済への介入を肯定する点にある。この点が、自由放任による旧来の自由主義(あるいは、シカゴ学派による新自由主義)との最大の相違点である。

ただし、ここでいう政府のリベラルな「介入」とは、決して、ケインズ主義的な市場に対する「直接的な介入」(=有効需要管理政策または完全雇用政策)とは異なる意味において用いられる点に留意すべきである。ケインズ的な有効需要管理政策(=景気政策等)は、フライブルク学派では、経過政策(Prozesspolitik)⁴と呼ばれており、秩序政策とは明確に区別されて用いられている。秩序政策は、ある経済秩序を「競争秩序」とするための市場の法的枠組みの設定という「間接的な介入」を意味しており、政府自身がプレーヤーとなって市場に参加するのではないのである。

ところで、リュストウやオイケンが主張した「強い国家」の概念は、決してカール・シュミットが用いた同じ語句である強い国家と同一視してはならない。Joerges(2017)によれば、当時の国家学者であるヘルマン・ヘラーが分析と批判を行ったところの「権威主義的自由主義」(authoritarian liberalism)は、明らかに後者に属するものである⁵。かれは、「フライブルク学派の権威主義的な自由主義は、カール・シュミットが1932年の演説の中で呼びかけたところの『強い国家』の類型を追い求めたのではなかった」と述べ、「これら2つの強い国家を同一視することは、全く承認しがたい偽り

⁴ フライブルク学派で使用される経過政策は、日本においては、標準的なマクロ経済理論で解説される「経済政策」、すなわち、財政政策および金融政策に概ね該当することに注意されたい。

⁵ リュストウは、1932年のドレスデンで開催された社会政策学会での演説において、ワイマール期のドイツ国内に見られた政治的な多元主義と経済における各種の利益団体による経済権力の台頭を憂慮し、リベラルな介入主義と強い国家を要請した。リュストウの強い国家とカール・シュミットの全体国家との比較分析については、黒川洋行(2023)で詳述されている。

(inadmissible equivocation) である」と断じている。なぜなら、「シュミットのいう国家とは、経済の上に立つ政治に優位を置くことを意図していたのであり、他方、オールド自由主義者らは、政治が尊重しなければならないところの、経済のための安定した法的枠組みを厳密に規定しようとしたからである。(Joerges 2017:199)

(4) 経済権力

経済権力とは、市場支配力を行使する経済主体のことを指す。オールド自由主義では、個人の自由は、政治権力から自由であるばかりではなく、私的な経済権力 (Wirtschaftsmacht) からも自由であることによって初めて担保されると考える。政治的自由が政治権力の分散 (= 法治国家, 民主主義, 補完性原理) によって確保されるのと同様に、経済権力からの自由は、経済権力の分散 (経済権力の解体, 競争) によって確保される。したがって、経済政策は、常に権力化に対して反対的に作用しなければならない。「経済政策は、総体性 (Gesamtheit) を代表するものでなければならないのであり、偏った経済的利害を代表するものであってはならない」のである。(Miksch 1950a:47)

それゆえ、競争法は、第一義的には独占的権力の解体に向けられなければならない。しかし、すでに存在する独占・カルテル等の解体が現実的に困難である場合には、競争政策は、あたかもそこに完全競争が存在した「かのような競争」(Als-Ob- Wettbewerb: または推定競争) による価格を目標として設定し、それを実現するような諸措置をとるべきであるとする (Miksch 1949:333) ⁶。

2. 時代背景

(1) 国家の状況

オイケン は、20 世紀前半における国家的発展の本質的特徴として、次の 2 点をあげている。

第 1 は、国家活動の範囲の増大であり、労働、生産、外国貿易、資本供給の面で国家の関与が拡大した点である。第 2 は、国家権威の同時的低下である。つまり、国家よりも、私的な経済権力・団体のような実際的な政策影響力の方が勝るようになった。それは、当時の社会が高度に産業化されたことに関連している。

たしかに、国家の活動領域は、特に 20 世紀に入ってから益々増大した。それゆえ、見かけ上は、国家の地位が上がっているかのような印象をもつであろう。しかし、実際には、そのことが、第 2 の事実を覆い隠すことになる。すなわち、各種産業団体、独占、コンツェルン、および労働組合などの圧力団体もしくは経済権力が、今日では、

⁶ Eucken(1952[2004]),S.295. (邦訳: 399 頁)「かのような競争」の概念の分析については、黒川 (2024)を参照されたい。

国家の意思形成に対してどれほど重要かつ決定的な、しかし制御されない影響を及ぼしているのかということ、人々は具体的にイメージすることができないのだという。

オイケンは言う。「たとえば、アメリカ合衆国の憲法は労働組合については触れていない。しかし、米国の労働組合は、実際には、国家政治上決定的な勢力である。…ドイツにおいては、1919年から1933年にかけて中央産業団体の勢力がきわめて強かったため、効果的なカルテル統制は結局不可能にされた。」⁷

ここで、オイケンが、国家の置かれた状況を、経済分野における「経済秩序」と「経済憲法」という一対の関係性になぞらえ、今日では「国家秩序」が「国家憲法」とはたいがい著しく異なっていると指摘しているのである。そこでは、憲法において規定された秩序全体にかかわる決定は、広く行われず、たとえば議会のように憲法上規定された権力は、憲法の外にあつて自らの個別的利益を貫こうとする諸勢力によって、その地位を奪われている。国家的にもまた集団アナーキーないし多元主義が生ずる。このような国家の崩壊（＝国家権威の低下）は、次の2つのかたちで行われる。

- i) 利益団体がその政策をみずから決定することによって。つまり、権力集団が、その圧力によって立法機関や行政府、司法にたえざる突き上げを行うことである。
- ii) 権力集団が、それまで国家が行使していたある種の権限を自ら継承することによって。たとえば、国際カルテルによる商業協定が国家の通商政策にとってかわった。

ii) については、製鉄業、ナイロン、錫、ゴム、小麦その他の商品の国際プールは、たいがい利害関係者によって影響を受け、あるいは決定されてきた。このように、国際的経済関係になるほど、経済的団体利益が容赦なく貫徹される場合は、ほかにどこにもないという。

また、経済権力が国家の権限を狭める方法としては、一般的な取引約款において、われわれの私生活を規定していくのみではなく、別の方法もある。たとえば、国家が産業への自由な参加を法律上で確定したとしても、それから私的権力団体（たとえばシンジケート）が、妨害競争の手段を用いて新規の会社の設立を不可能にし、これによって国家の法律を實際上無効にするような場合である。

そこで、オイケンが次のように主張する。「人間がそれなくしてはもはや生活できない、工業化された経済の巨大な分業的過程に対して、経済秩序を生み出し、かつ維持するためには、統一的で首尾一貫した意思形成、および明確に規定された活動領域を

⁷ Eucken(1952[2004]), S.327. (邦訳：444頁)

もった国家が、今日では不可欠である。秩序形成勢力としての国家が失敗したために、あらゆる経済政策が問題とされるようになったのである」と⁸。

(2) 自由な経済

ワイマール期までのドイツにおいては、いまだに、自由放任による自由主義に代わるような経済思想はなかった。この自由放任論は、私的経済主体による「個別的利益」の追求が、そのまま神の「見えざる手」に導かれて、社会のための「全体利益」も同時に実現するという調和を前提にしていた。しかし実際の経済で起こったことは、そうではなかった。特定の企業が、「契約の自由」という私法を傘にして競争を妨害するようなカルテル、企業合併を繰り返し、やがては巨大な独占企業へと発展していったのである。すなわち、私的な主体が、やがて、経済権力となって自らの個別利益を追求するが、かかる独占的、あるいは寡占的戦略行動が、必ずしも全体利益に合致しなくなっていた。

「たとえば、労働市場における需要独占が賃金を甚だしく引き下げながら、(財市場の方における)供給独占が単に純収益の最高点を達成しようと努めるだろう。」つまり、交換経済秩序においても、個別の産業等の市場形態が、需要独占市場などの不完全市場形態にあった場合には、業績競争による適正な賃金が支払われなくなるだろうとしている。この場合、需要側にある雇用者が、私的な経済権力として、供給側にある被雇用者に対して経済権力となるのである。

オイケン は 1946 年の論文において、次のように述べている。「“自由な経済”という言葉で、多くの人間は、1929年/1932年の厳しい経済危機を思い出す。そこでは、いくつかの産業大国で数百万の失業者を生み出し、世界経済的な関係性の崩壊へとつながった。そして、やがて多くの産業・農業国家では生産プロセスにおいて、それが大幅な縮小へ向かった。そこから、重大な政治的帰結へと導かれていったのである。われわれは、もう一度あのような経済秩序をつくりだすべきだというのだろうか？それは絶対に『否』である。」「ちょうど同時に、1932年以後のアメリカとドイツの経済史が示したように、“自由な市場”の失敗 (Versagen) が中央管理経済への傾倒へとつながった」との見方を示している。すなわち、『完全雇用』、外為での利益、価格管理、半官半民の自己管理団体、あるいは強制的シンジケート団などの経済政策が、総じて、経済過程の中央管理的制御へとつながっていった。このことが、1つの特に重大な“自由市場”の欠陥を指し示した。すなわち、それらが、中央管理経済への前段階を生み出したのである。」(Eucken 1946 : 13-16)

⁸ Eucken(1952[2004]), S.329. (邦訳 : 447 頁)

(3) 中央管理経済

他方で、こうした自由放任の失敗とともに、20世紀になって台頭してきたのが、ヨーロッパで徐々に形成されてきた中央管理経済の経済秩序であった。中央管理経済では、一見すると全体利益が追求されるかに見えるが、オイケン「指導者階級は、こういう国でその巨大な権力的手段をもっぱら自分たちだけのために利用するであろう」と鋭く看破しているのである⁹。

(4) 第三の道としての競争秩序へ

かくして、オイケンらは、次の結論を得た。すなわち、効果的で信頼できる法的枠組みの欠如こそが、ドイツを経済的、政治的な分断へと導いたのだと。かれらは、問題の核心が、私的な経済権力の出現とかれらによる濫用を防ぐための法的システムが機能不全に陥っていることにあることを認識したのである。オイケンは言う。「いつの時代にも、経済秩序は、さまざまな秩序要素の複合体ではなかったか。幾世紀にもわたって農村地方における封建制度とならんで、市民的手工業のツンフト経済や、大商人の自由な商業が存在していて、これらの根本的に異なる諸形態は、互いに妨げあわなかったのではないか。」そして、「現代では、高度な分業と会計制度によって可能となった新しい方式の合理化が近代経済を、きわめて複雑な装置と化した。」ゆえに、ミクシュの言うように「近代経済は、統一的な憲法の枠組みの中でのみ、完全に機能的であることができる。」結論的に、「秩序政策上の問題は、すべて経済の秩序に関する問題に帰着し、こういう枠組みの中でのみ意味をもつのである。」¹⁰

すなわち、「すべての方策がいっしょになって、経済過程の満足な制御がその中で行われるような、機能的な経済秩序を維持し、あるいは再建する課題に寄与しなければならぬ」というのである¹¹。かくして、オイケンは、自由な経済と中央管理経済を否定し、第三の道として秩序形態によるアプローチをはかろうとしたのである。そして、オイケンは次の結論に達する。「ただ、競争秩序においてのみ、いわば狡智によって、さまざまな利己主義的な個別利益が相争うことなく、互いに調和してはたらくであろう。」¹²

3. 巨大な二律背反の超克

オイケンは、1940年の『国民経済学の基礎』において、現代の経済学における「巨大な二律背反」(die große Antinomie)の問題を指摘した。すなわち、理論経済学のアプローチと、歴史学派による歴史的アプローチとの間には越えがたい分断が生じてい

⁹ Eucken(1952[2004]), S.366. (邦訳: 497頁)

¹⁰ Eucken(1952[2004]), S.11. (邦訳: 16頁)

¹¹ Eucken(1952[2004]), S.10. (邦訳: 15頁)

¹² Eucken(1952[2004]), S.366. (邦訳: 497頁)

ることを指している。古典派の理論経済学は、数理的モデルによる抽象化により思惟するが、現実経済への接触を回避しており、現実の経済の多様性にまでは適応しなかった。

すなわち、「一般的な完全競争は、いまだかつて実現されたこともなければ、現に実現もしていない」のである¹³。また、ミクシュも主著となる論文「課題としての競争」（1937/1947）において、「古典的自由主義は、自らの理論モデルが機能することが可能となるような、あるいは機能させるための前提条件が、（理論上のみならず）現実的にも満たされるのであろうかという問いを立てなかった。また、そうした諸条件を設定できるのかどうか、あるいは、かかる諸条件を設定するためには、いかなる手段を用いなければならないかという問いを立てなかったのである。」（Miksch 1949:317）

他方で、当時のドイツにおいて主流であった歴史学派は、歴史的な事実の観察を行うが、歴史の発展法則というイデオロギーの影響を受けており、観察された事実に対する設問に答えるだけの古典派に対抗し得る理論をもちえなかった。もし、そうした理論があるとすれば、それは、「直観的理論」とも呼ぶべきものにすぎない。オイケン は、歴史学派を以下のように批判する。歴史学派では、「経済的現実とは、それがたとえば『資本主義』の不可避的發展という公式に確証を与えるように思われる、という観点だけから観察され、また、その限りにおいて取り上げられるのである。」¹⁴

そこで、オイケンの問題意識は、かかる巨大な二律背反をいかにして克服し、理論の思惟と歴史の観察との協働による1つの経済学がどのように構築されるべきかという点にあった。そこから生まれたのが、形態学によるアプローチであり、秩序理論と呼ばれるところのものである。オイケンは言う。「経済科学は、具体的経済秩序の構造を認識せねばならぬ。この点に国民経済学のもう1つの主要問題が存在する。その時々々の日常経済過程は、現存する経済秩序の構成に応じて種々に進行するものであるから、経済秩序の認識は、まことに経済的現実態の認識への最初の一步である。」¹⁵

4. 秩序による思惟

（1）形態学的アプローチ

オイケンは次のように述べている。「現実の中に、家計や企業の中に、入り込むことによって諸形態をさがし出し、個々の形態は他の諸形態の結合の中から取り出されねばならない。勝手にモデルを構成し、現実の中に形態を求めようとしないものは遊戯にふける者であって、—それ以上のものではない。たとえば競争のモデルを、一切の財貨と一切の供給者があらゆる点で同質でなければならぬといったふうに規定する

¹³ Eucken(1940[1989]), S.26. (邦訳：37頁)

¹⁴ Eucken(1940[1989]), S.25. (邦訳：35頁)

¹⁵ Eucken(1940[1989]), S.58. (邦訳：81頁)

ならば、それは初めから、経済的現実の中に存在するような、現実の競争を規定することを断念しているのである。」¹⁶オイケンが言う。「現実の形態学的分析が理論的分析に先行せねばならぬ。具体的な経済秩序のうちにはわれわれは実現された秩序形態を探求すべきであり、これらの形態は理論的分析の基礎をなすものである。」¹⁷

注意すべきは、この一文からもわかるように、オイケンが、決して理論経済学的な分析を否定しているわけではない。むしろ、経済的現実態を分析するに際しては、最初のステップとして、当該経済が、多様な市場形態のうち、どの形態に属するのかを特定することが重要であると述べている。そして、かかる秩序形態的アプローチは、歴史的にどのように秩序形態が実現されたのか、それらの形態の中で日常的な経済過程の制御はいかに行われ、また、それは他の人間的諸秩序にいかなる影響を与えたか、といった事柄について厳密な確証を可能にする思考道具を提供する。そして、ここから、望ましい有用な秩序形態を発見することができるだろうとの見方に立っている¹⁸。

かくして、オイケンらは、巨大な二律背反を克服し、歴史から脱するのではなく、むしろ、歴史上の経験に、理論的・合理的な分析を結合させようとしたのである。

そのため、かれらは、方法論的にも、新古典派による国民経済学からも歴史学派からも、一定の距離を置いていた。オイケンが、決定論的な発展段階論と歴史的相対主義との結合を切り崩そうとしたのである。

(2) 形態学の3機能

オイケンが、形態学がもつ機能として次の3つを挙げている。

- i) 形態的体系の適用によって、すべての現実の経済をその秩序構造において認識することができる。
- ii) 形態学は、経済過程の理論的分析に対する前提となる。
なぜなら、例えば、交換経済の内部においては、協同組合、シンジケート、労働組合、発券銀行といった諸制度の機能は、市場形態、あるいは貨幣体系に依存している。その他にも、法律的制度（所有権、契約の自由、あるいは責任など）が、秩序形態に応じて、その機能を変える¹⁹。
- iii) 経済的現実の諸形態の解明は、同時にまた、経済政策上有効な秩序形態発見の前提でもある²⁰。

かかる思考から、オイケンが、かれ独自の経済形態の分類学を提唱したのであり、それを通じて、彼は、あらゆる経済的な諸形態を体系的に捉えようとしたのである。

¹⁶ Eucken(1952[2004]), S.23. (邦訳：33頁)

¹⁷ Eucken(1952[2004]), S.61. (邦訳：85頁)

¹⁸ Eucken(1952[2004]), S.25. (邦訳：35頁)

¹⁹ Eucken(1952[2004]), S.24. (邦訳：34頁)

²⁰ Eucken(1952[2004]), S.25. (邦訳：35頁)

(3) 経済秩序の諸形態

一国の経済秩序とは、その時に実現されている諸形態の総体の中に存するものであり、この諸形態のなかで、経済過程が日々進行している²¹。オイケンは、経済科学の課題は、重点高揚的な抽象（pointierend hervorhebende Abstraktion）の方法をもって、純粋な理想型としての経済形態を発見することにあるとの認識に至ったのである。すなわち、このこと（理想型的諸形態の認識）が、巨大な二律背反の克服にとって、基礎として重要なのである²²。

そして、諸理想型は、具体的な現実から得られたところの思考上のモデルにほかならず、現実に対する正確な認識に資するものとして、現実の経済への観察のなかから重点高揚的抽象化によって、次の2つが抽出された。

第1は、「交換経済」(Verkehrswirtschaft)であり、そこでは、経済的な活動は自由な私的取引上の意思決定と、計算尺度に基づく交換の調整システムを通じて機能している。

第2は、中央指導経済(Zentralgeleitete Wirtschaft)であり、そこでは、自動的調整システムの外部にある政府の指令によって、生産の割当てなどが組織化されている²³。

上記のうち、交換経済秩序は、さらに、次のように、市場諸形態(Marktformen)に細分化される。需要側と供給側の区分をそれぞれ、①競争、②部分寡占、③寡占、④部分独占、⑤独占(単独または集合独占)の5つに分類し、需給の組み合わせによって $5 \times 5 = 25$ 通りの市場諸形態が提示される。(図表2参照)

図表2：オイケンおよびミクシュによる市場諸形態（ $5 \times 5 = 25$ 区分）

需要 \ 供給	競争	部分寡占	寡占	部分独占	独占
競争	完全競争	供給部分寡占	供給寡占	供給部分独占	供給独占
部分寡占	需要部分寡占	双方部分寡占	部分寡占的に制約された供給寡占	部分寡占的に制約された供給部分独占	部分寡占的に制約された供給独占
寡占	需要寡占	部分寡占的に制約された需要寡占	双方寡占	寡占的に制約された供給部分独占	寡占的に制約された供給独占
部分独占	需要部分独占	部分寡占的に制約された需要部分独占	寡占的に制約された需要部分独占	双方部分独占	部分独占的に制約された供給独占
独占	需要独占	部分寡占的に制約された需要独占	寡占的に制約された需要独占	部分独占的に制約された需要独占	双方独占

(出所) Miksch(1947), S.32. なお, Miksch(1937)では, 需給4つの区分のうち, 部分寡占の区分はない。

さらに、需要側および供給側は、それぞれ、その性質が i) 閉鎖的か、あるいは ii) 開放的かによって区分できるため、各市場形態はさらに 4 通りに細分化されるから、

²¹ Eucken(1940[1989]), S.51. (邦訳：72 頁)

²² Eucken(1940[1989]), S.77. (邦訳：109 頁)

²³ Eucken(1940[1989]), S.61-99. (邦訳：109-126 頁)

合計で $4 \times 25 = 100$ 通りの市場形態に分類される²⁴。

他方、中央指導経済についても、さらに細分化される。まず、規模が小さいところの、①単純中央指導経済(自己経済)、大規模なために管理装置を必要とするところの、②中央管理経済の2つに大別している。さらに、②の中央管理経済は、i)全体中央指導経済、ii)自由な消費交換が可能な中央指導経済、iii)自由な消費選択が可能な中央指導経済の3つに細分化される。

ただし、注意すべきは、一国の経済秩序は、上記の諸形態のうちただ1つによって構成されているのではなく、各財貨、生産要素ごとに多様な形態が併存していることであり、かつ、「すべての諸形態では、その過渡的形態、あるいは混合形態についても問題となるのである。」(Miksch 1948 : 175)

そして、現実の不完全競争の市場諸形態では、独占やカルテルといった経済権力が個別利益のみを追求し、社会の全体利益と競争機能を阻害している。そこで、オイケンの問題意識は、かかる諸形態の併存する経済秩序を、いかにして、1つの自由で競争的な秩序へと導くことが可能となるかであった。

現実の経済は、複雑かつ多様性をもっている。それは、なぜ多様なのであろうか。オイケン「その多様性は、諸秩序形態の組み合わせが、それぞれに異なっているという事実から生じている」ことを認識したのである。他方で、抽出された純粋型の秩序形態の数は、それほど多くはなく概観できるほどの数である。このことは、国民経済学の全体的性格にとって、きわめて重要なことである。オイケンは言う。「2 ダースの(アルファベット)文字から、種々に組み合わせられ、種々の長さをもつ、おびただしく多種多様な言葉が形づくられるように、経済の基本的・純粋な形態の限られた数から、ほとんど限りなく多種多様な具体的経済秩序が作りだされるのである。」²⁵

ミクシュも「上記の2つの理想型の経済秩序は、経済現実態の形態学的な認識のために必要不可欠となる」と述べている。(Miksch 1948:175) ミクシュは「これらの諸形態は、さらに細分化されて数を多くすることもできよう。しかし、それにもかかわらず、完全に統一的な諸原理に基づいているところの、上記2つの基本形のみが存在することに何ら変わりはない」と述べている。その理由としては、「人間的な経済は、常にその本質(性質)において自律しているところの個々の主体から組み立てられている。それら個々の主体は、経済過程において1つの全体へと調整されていく。しかし、それには2つの方法しかない。第1は、秩序が、個々人の中にある有効な諸力の協働によって自ら生じるか、または、上部にある秩序付けられた力によって強制されることによるかである。」

²⁴ Eucken(1940[1989]), S.109-112. (邦訳 : 152-154 頁)

²⁵ Eucken(1940[1989]), S.72. (邦訳 : 101 頁)

これは、古典派経済学による各経済主体の選好の不変性、他の条件にして一定の仮定(ceteris paribus)等を前提とした静的なものではなく、現実には人々の選好・効用自体も変化していくことによって、市場形態自体も他の形態へと変化する動的なものであるという考え方に基づくものである。あるいは、経済権力を得た大企業が、個別利益のために、中央管理経済と結びつくといったナチス経済の現実的な観察から得られた考察でもある。

ここで注意すべき点は、経済現実態が、複数の諸形態による組み合わせ・並存であるといっても、それは通常理解されるところの「混合経済」と同義ではないことである。なんとなれば、ここで「混合経済」とは、資本主義体制と社会主義体制の中間といった意味合いで用いられることが通例だからである。

混合形態について言う場合、生産手段の私有制がそのまま確保されていたとしても、経済秩序として交換経済と中央管理経済という2つの形態の要素が融合しているようなケースがあると言っている。(Eucken 1940:80) その具体的例として、1933年以降1945年までのドイツ経済が挙げられる。

5. 競争秩序

競争秩序とは何か。それは、個人の利益と全体の利益との間に調和的關係を樹立することができるような経済秩序である²⁶。競争秩序は、法的なルールによって基礎づけられたところの、人間の尊厳と社会の進歩を確保する秩序なのである。その競争秩序を構築し維持するための政策として、かれらは、秩序政策という新しい考え方を導入したのであり、秩序政策という概念は、現在でもなお、ドイツおよびEUの経済政策論においては、中心的な役割を果たしているという点に留意すべきであろう。

上述したように、オイケンは、自由な経済と中央管理経済に代わる第3の道として、「競争秩序」という概念を導入した。それはあくまでも、競争を実現させる秩序であり、そこにおける完全競争²⁷を、国民経済の最重要な秩序手段として利用することが、目的にかなう。オイケンは、次の諸点をその根拠として列挙している。(Eucken 1946:17-19)

a) 完全競争において成立する価格こそが、経済過程を、与えられた購買力の分配において、有意に制御する。経済計算が正確になる。諸価格は、個々の財貨の希少性を

²⁶ Eucken(1952[2004]), S.365. (邦訳：494頁)

²⁷ 競争秩序における完全競争(vollständiger Wettbewerb)は、新古典派理論における完全競争(vollkommener Wettbewerb)とは概念上区別される。後者は、ミクロ理論における完全競争市場の諸前提条件(財の同質性、瞬時の価格調整など)を満たすところの数理モデル上のものであるが、前者は、現実の市場諸形態において、当初の不完全な競争状態から、業績競争(Leistungswettbewerb)が展開されることによって競争秩序へと調整される場合に、はじめて達成されるという意味において理解されるべきだろう(黒川 2012:98)。

正しく表わすので、それぞれの分野における生産の価格への方向性の結びつきが、合理的な結果へとつながる。

b) 競争経済においては、業績競争が繰り広げられる。損害・阻害競争（独占闘争）はない。個人によるイニシアティブが完全に展開されるが、それは、競争を通じてコントロールされる。

c) 競争秩序は、国際的秩序においても、高いレベルで適している。ここでは、遺産として残された「自由経済」や中央管理経済のタイプが示していた欠陥というものを見ることができない。この点に大きな比重が置かれている。なぜなら、機能的な世界経済の創出は、その解決が求められる現代の不可避の課題であるからである。

d) 秩序と自由とは、競争秩序においては対等な位置をもつ。競争秩序は、個々人の自己責任、経済的・政治的自由を保障し、自由な憲法を有すること、あるいはそれを作り出すことを可能とする。しかし、競争秩序は、権力形成者の創出を通じて自由を排除するような自由までも担保するものではない。ここで重要となるのは、これが（旧来の）「自由な経済」とは区別されることである。

e) このような競争秩序の提案は、第二次大戦後の今日、とくに重要な意味をもつ。国民全体の力を最大に発揮させること、とくに復興事業（1945年以後）の仕事に仕向けられることが、早急に必要なことである。そのためには、諸力が自由かつ有意義に制御されるべきである。生産の大胆なシフトが必要である。一体どこへなのか？ どれほどの量、そしてどのような鉄、繊維、農業製品が生産されるべきか？ いかにして、そしてどこで？ そのことは、中央指令部あるいはシンジケートが正しく決定できることではない。そうではなく、ただ諸価格だけが、どの程度で個々の財貨が希少であるのかを的確に示すことについて、完全なる能力をもつ。

さて、オイケンは、この競争秩序を、これまでの「自由な経済」と「中央管理経済」との比較において説明している。かれは、1946年の論文で、以下のとおり、一つの例として労働市場と組合の問題を取り上げている。

i) 中央管理の経済秩序においては、労働市場は存在せず、労使関係は、一方的に中央行政官庁によって決定される。労働者は、強大な中央行政官庁とその庁舎の前にまったく無力であり、かつ依存させられている。そこから独立した事業所への回避というものは存在しない。労働対価は、随意により大きく抑圧されることがみられ、し

かも、しばしば起こる。労働者による自律的組織としての労働組合は存在しない。次のことを注視すべきである。すなわち、自律的な労働組合運動と中央管理経済とは、両立しないのである。もし、労働組合が、中央管理経済において存在したとしても、それは中央官庁の管理下に置かれた機関であり、それ以外にはない。労働運動が、それを求めて闘った、あるいは闘っている経済秩序というものが、いざそれが実現されると、たちまちそれが自らにとって命取りになるということは、19世紀と20世紀初頭の労働運動の大きな悲劇的な誤解であった。

ii) 自由な、権力団体とともに推し進められた経済においては、労働者の立場は、やはり同様に危ういものにされた。たしかに、彼らは労働組合に対して強い支持をもっていた。そして労働組合の立場は、それゆえ、中央管理経済と比べて大きく改善され、強化されていた。しかし、そこにも、また危機と長期に停滞する失業問題が差し迫っている。

iii) 競争秩序においては、労働者の状況は異なっている。ここでは、労働組合は、労働者と企業家との力関係の不平等性を平衡化する機能を有するのである。これは、非常に重要な機能である。同時に、それゆえ、かれらの活動の限界についてもはっきりと示されている。すなわち、労働組合法は労働市場の独占的な権力移譲を許さない。賃金は、競争賃金としての業績賃金 (Leistungslohn) である。価格と賃金形成の弾力性は、失業の危機を可能な限り最少へと縮小させる。労働者は、中央官庁からも特定の私的な権力団体からも独立した存在となる。(Eucken 1946:20-21)

6. 秩序政策

秩序政策とは、競争秩序を構築し維持するための法的枠組みの設定などの政策をいう。この中には、独占監督官庁の設置も含まれる。秩序政策の課題とは、個人の利益と全体の利益がいかにして互いに調和させられるか、この問題を解決することである²⁸。

オルドリベラルな秩序政策とケインズ的な経過政策の比較対照は、次の図表3に示されている。

²⁸ Eucken(1952[2004]), S.367. (邦訳: 498頁)

図表3：秩序政策と経過政策の比較分析

	秩序政策 (Ordnungspolitik)	経過政策 (Prozesspolitik)
政策目標の射程	経済秩序全体にかかわる目標設定 (=競争秩序の形成と維持)	個別的な目標設定
市場との関係	市場経済秩序に関する法的枠組みの設定	市場過程に対する直接的介入
性質	プロアクティブ (事前的・予防的)	リアクティブ (事後的・受動的)
法的レベル	憲法レベルもしくはそれに準ずる	法律または行政の裁量的措置
具体例	金融政策の基本的目標設定 中央銀行の独立性の保障 競争制限禁止法 (GWB) (独占禁止法) 契約の自由の保障 私有財産制の保障 社会政策・所得再分配に関する政策 (累進課税制度など)	公共投資 (ケインズの有効需要管理政策) 金融安定化法 (銀行への公的支援) 各種補助金 最低賃金に関する決定

(出所) 黒川 (2012), 172頁を参照。

では、オールドリベラルな秩序政策と、ケインズ的な経過政策との関係性をどうとらえるべきか。それは、もし、秩序政策が、それを適用しているところの市場形態・経済秩序に対して有効に機能している場合には、あえて経過政策の措置 (= 景気対策・補助金支給など) はとる必要性がないという意味において理解すべきである。すなわち、オールド自由主義の考え方においては、政策はあくまで競争秩序の樹立に向けた法的枠組みが第一義的に重要であって、経過政策については原則的には否定され、あくまで補完的な位置づけしかないのである。この点は、現代のドイツおよびヨーロッパの経済政策論を理解するうえで、最も重要な点の1つである。

7. 経済政策原理

すべての経済政策上の個別的課題は、どのような経済秩序が全体として実現されるべきかということに常に関連付けられて考えなければならない。その際に必要となるのが、全体の秩序政策がどのように確立され維持されるべきかを規定する基本的諸原理なのである。オイケンは、1952年の『経済政策原理』において、上述の形態論 (市場形態論) を発展させ、あるべき経済秩序として、人間の尊厳にふさわしい「競争秩序」をいかにして実現すべきかという経済政策論上の課題に向き合った。かれは言う。「人々の自発的な諸力の展開をたすけ、同時にそれが全体の利益と相反しないように配慮することは、競争秩序の政策が目指している目標に他ならない。」²⁹そして、秩序政策は、経済憲法に内在する諸原理から引き出されるべきものであり、同一の諸原理

²⁹ Eucken(1952[2004]) S.365. (邦訳：494頁)

によって方向付けられねばならないのである。

オイケンと言う。「個々の経済政策的な課題をその自らの専門分野の枠内で場当たり的に行うような個別的な (punktuell) 経済政策は、いずれも不十分であり、かつ危険ですらある。現実態においては、すべての経済政策的措置の間における全体的関連性 (相互依存性) が存するのである。この 50 年間に於けるほとんどの国の経済政策が経験した不成功というのは、大部分が個々の経済政策間のコーディネーションの欠如に起因するといつてよいだろう。われわれが、経済政策上の失敗の時代から、よりよい時代に行きたいと望むならば、個々の政策的措置を 1 つの統一的な方針に方向付けることを通じて、それらの措置を有意なものとする必要がある。」 (Eucken 1946:3)

経済憲法 (Wirtschaftsverfassung) とは、一国における経済生活がどのように構築されるべきかについての全体的な政治的決定のことをいう。経済憲法の諸原理は、i) 「立憲的 (構成的) 諸原理」と、ii) 「規制的諸原理」の両方によって構成される。i) の立憲的原理 (konstituierende Prinzipien) は、交換経済の競争秩序を構築するための諸原理を指す。具体的には、①機能的な価格メカニズム、②通貨政策の優位 (=通貨価値の安定)、③開かれた市場、④私有財産制、⑤契約の自由、⑥責任 (経営決定権者は、自らの判断によるリスクについて完全に責任を負わなければならない。) ⑦経済政策の恒常性 (諸政策が一貫性をもって実施され、頻繁な変更を避けるべきこと) が列挙されている。他方、ii) の規制的原理 (regulierende Prinzipien) は、立憲的原理に基づいて構築された競争秩序を機能的に維持するための諸原理を指す。例えば、すべての競争法は秩序政策に含まれるが、それらは、「独占の監視」という規制的原理に基づくものである。ここには、独占監督官庁の設置も含まれる³⁰。

そして、「すべての原理—構成的原理および規制的原理—は、ともに一体をなしている。これらの原理にもとづき経済政策が首尾一貫して遂行されることにより、競争秩序が建設され、機能的なものとなる。それぞれの原理はすべて、競争秩序の一般的建設計画の枠組の中でのみその意義をえる。」³¹したがって、通貨、社会、労働、通商政策などの経済・社会政策は、すべてこれらの同じ基本諸原理から導き出されなければならない (=諸政策の相互依存的関係)。

つまり、経済政策において、もし各種の利益団体が主導となる形で立案・実施されると、それぞれの狭い専門分野の特殊利益ばかりが追求され、結果的に各政策間のベクトルがばらばらの方向に向いてしまう。これでは、社会の全体利益の実現が難しくなる。そこで、国家・政府が秩序政策の主体となり、競争秩序という目標に対する手段として秩序政策を立案・実施する際に、そのための基本的指針として上記の諸原理

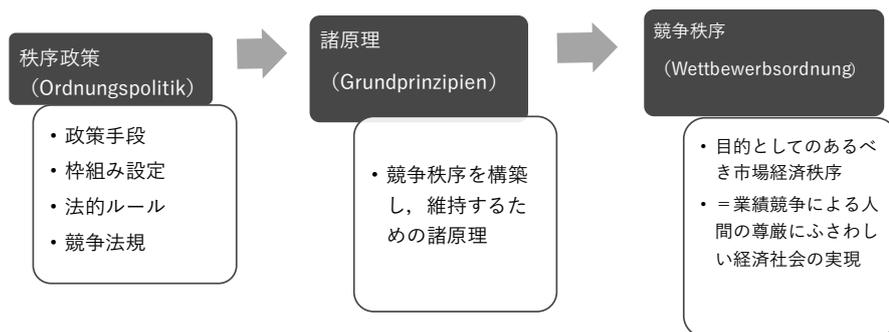
³⁰ Eucken(1952[2004]) S.294. (邦訳：398 頁)

³¹ Eucken(1952[2004]) S.304. (邦訳：412 頁)

に依拠することによって、諸政策間のベクトルを同一方向に整え、政策間の首尾一貫性を担保することが可能となる。このように経済政策上の諸原理が重視されている点は、オールド自由主義の思想を理解するうえで不可欠な要素となる。

この考え方を図示したものが、図表4である。

図表4：ヴァルター・オイケン（1952）『経済政策原理』の核心



（出所）著者作成による。

ところで経済憲法の中には、「契約の自由」や「責任」の原理が含まれている。これらは、通常、法学の領域において理解される概念である。他方で、「機能的な価格メカニズム」、「通貨政策の優位」、「開かれた市場」は、経済学の領域に含まれる。それら個々の諸原理が一体となって経済憲法を構成している点に留意すべきであろう。すなわち、経済憲法とは、法学的・経済学的視野と言説を互いに関連付ける新しい概念であり、そのため、オールドリベラル派は、法学と経済学との協働によって、経済学的な諸問題に対して「立憲的な」次元を加えたといえるのである（諸秩序の相互依存性）。すなわち、経済憲法の内容は、古典的自由主義の核心的な理念、つまり、経済は法や政治とは切り離されるべきだとの考え方を根底から否定しているのである。

この点に関し、法学者であり欧州委員会競争総局の特別顧問を長く務めたメストメッカー（1997：序文）は、次のとおり述べている。「法律学は、司法と法および経済秩序に関する基本権と自由権に帰属する基本的意味を長い間ないがしろにしてきた。その原因は多岐にわたっている。ひとつの理由は、法秩序は経済的および経済政策的に中立であるべきであるという要求である。このことは、法実証主義の法理論だけが主張したのではない。別の原因は、『資本主義』の条件の下では、私法制度、とくに生産手段に対する所有権が支配の手段となるとするカール・マルクスのテーゼである。社会主義的計画経済が崩壊した後に初めて、法秩序と経済秩序との有効な関係がいたるところで明白になった。ドイツの国民経済学者であるワルター・オイケンは、すでに半世紀も前に、この関係を法秩序と経済秩序の相互依存として特徴づけた。

私法秩序を破壊するのが計画経済である。計画経済においては、計画に法的に服従させることが、契約上創設された法律関係に代わる。したがって、市場経済秩序には、経済主体の分権的な、経済的自己利益を志向した決定が公的利益と合致することを保障する枠組みが必要である。それに属するのは、もちろん、反競争制限および反独占化に関する立法である。」

8. オルド自由主義における競争法概念

オールドリベラル派は、競争法を、競争過程の劣化を予防する重要な手段として認識していた。競争法は、競争諸条件を創出し維持することによって競争を法的に強制することが可能となるものであり、それによって、競争が健全なものとなる。完全競争のモデルにおいては、一般的な諸原理が確立される。そして、独立した独占官庁が、かかる諸原理を強制履行させる。これは、オールド自由主義の概念的な枠組みから生み出されたところの、1つの根本的に新しい概念であった。それは、秩序政策の典型的な適用の1つであり、理論的な土台の上に構築されるものである。(Gerber 1998:251)

ミクシュは、1937年の主著論文「課題としての競争」のなかで、形態学的に分類した市場諸形態に対して、それに適合するところの市場憲法を組み合わせることにより、法的ルールを伴った競争秩序を実現することを提案した。では、競争秩序を成立させるための「自由な競争の市場憲法」とはいかなるものを意味するのか。ミクシュは、一般的な競争法について、次の諸事項をあげている。(黒川 2024 : 36-37)

第1に、供給者と需要者との水面下の関係においては、市場価格に対する影響を目的とする、あらゆる種類の合意は、禁止されなければならない、また存在してはならない。市場参加者は、いかなる場合であっても、競争を実施させないことは許されない。そのため、全体の法的システムは、談合禁止を回避する行為が排除されるように構築されなければならない。また、さまざまな法的分野、例えば、特許法、民法、営業の制度に関する法などを特定の形成することも、また要求される。

第2に、供給者と需要者との関係においては、規制された契約法（契約を遵守することの強制）が存在しなくてはならない。

第3に、生産者と生産要素との関係においては、純粋な業績原理の実効性が保障されなくてはならない。すなわち、あらゆる契約・責任条項は、競争が、サプライヤー、与信者、持ち分所有者、労働者、あるいは、税務金庫のコストの上に実行されてはならない。

上述から帰結されるところの、一般的な競争法の重要な構成要素は、次のとおりである。すなわち、①価格についての諸協約の禁止であり、②契約法、③民法、④債権法、⑤破産法、⑥労働法、⑦特許法、⑧税法のことを指す。このように、様々な法的

領域が、それらが有する他の諸課題にかかわらず、自由な競争を通じた業績の評価という基本的な考え方が阻害されないように、規定されなければならないとする。

たとえば、次のケースが生じている場合には、競争秩序の破壊を意味する。

- 1) もし、交渉形成の権利が、価格協定禁止を回避する可能性を提供するような場合には、競争は、ただちに破壊される。
- 2) もし、破産法が、ある企業が、かれの与信者に対して自らの責任で損害を与えたときであっても、再び、当該企業を供給者として登場させることを規定する場合にも、競争は破壊される。
- 3) 会社が、従業員の賃金をかすめ取ったり、従業員の労働時間を専横的に延長するような可能性をもつ場合も、競争は破壊される。
- 4) 公的な分野では、納税義務が不正確に規定されたり、あるいは、まったく業績が弱い企業に対して許可を与える場合も競争は破壊される。

ミクシュは、上記のように、現実に起こっているか、あるいは予測される具体例をあげつつ、純粋な業績原理からのあらゆる回避、立法、行政、あるいは司法を実施すること、もしくは、それを許可することは、すべて競争秩序の破壊を意味すると説明している。(Miksch 1947:56)

ここで重要な点は、かれが、競争秩序の概念を、単に、狭義の独占禁止法が規定するところの企業間の生産・取引関係を範囲とするものにとどまらず、生産者と生産要素（すなわち、労働者や資本の与信者）との関係、あるいは租税や許認可を含む国家と企業との関係においても担保しようとする点である。つまり、労働市場における、雇用者の被雇用者との関係性においても競争概念が機能することを要求している。このように、ミクシュにおける競争概念は、狭義の経済法に限定されるものではなく、経済社会のあらゆる分野に妥当する全体的な秩序的な概念として考察されていることに注意すべきであろう。もし、労働市場において、被雇用者が不当な労働条件を強いられているとすれば、狭義の労働法上の法律問題でもあるが、同時に、それはより広義の視点からは、競争秩序を阻害する事象とみるべきなのである。(黒川 2024:38)

ミクシュは、次のように述べる。「ただ唯一、競争秩序のみが、その目的を完全に達成するのである。競争秩序は、権力的地位を急激に打ち破るのであり、そこでは、すべての企業が同じ原理の下に位置づけられるのである。すなわち、通常のケースにおいては『自由な競争』の下に位置づけられ、特殊なケースにおいては『拘束された競争と、独占監視という形式における国家の操舵』の下に位置づけられる。」(Miksch 1947:212)

オイケンやミクシュの完全競争のモデルは、競争法の本質的に重要な標準を提供する。競争法においては、完全競争基準は、次を要求する。すなわち、法は、独占的権力の創出を防止するために用いられなければならない、現に存在する独占的地位を解体すること、そして、もし、それが不可能である場合、独占の行動をコントロールすべきであると。かかる競争法の概念的考え方は、1つの核心となる問題に焦点を当てている。すなわち、私的な経済権力である。オールドリベラルの見地からは、かかる権力は、必然的に競争過程を脅威にさらすものであり、競争法の第一義的な機能は、それを抑制するか、または、少なくともその有害な効果を予防することである。基本的な構造化の手法としての経済権力という概念の幅広い使用は、ドイツおよびヨーロッパの競争法思考の特色の1つであり、それは、米国の反トラスト法の類似形(anaologies)とは明確に区別される場所である。(Gerber 1998:251)

9. オールド自由主義による影響

(1) 戦後ドイツ国家の政治的正当性

ミシェル・フーコーは、ドイツにおけるオールド自由主義的な経済政策の解釈を、戦後レジームにおける新生ドイツの再建という文脈のなかに見出している。かれは、オールド自由主義を、政治的な正当性(political legitimacy)の問題として解釈しようとした。換言すれば、ドイツが終戦直後に、物価統制を解除し、ドイツ経済を自由化しようとしたことは、単なる経済政策上の決断ではなく、むしろ、それは新しいドイツ民族の国家の政治的な正当性として重要性をもつものであったという。(Oksala 2017:190)

終戦後、ドイツ国家が建国されようとしていたとき、ドイツ国家が建国されるべき歴史的な法的諸権利など存在していなかったのである。フーコーは、経済的自由の樹立こそが、政治的な主権の形成のための根源としての機能にとってかわり中心に置かれたのだとする。すなわち、経済的自由と経済成長がそれを生み出すのだと。

これに関して、張(2018)は、次のように述べる。「フーコーによれば、当時のドイツが直面する問題は、ナチズムのもとで機能していた法権力がその正当性を失いつつあり、それに加え、歴史的な法権力あるいは法的正当性が存在しえないということであった。こうした状況のなかで、公法を作り出し、政治的コンセンサスを生産し、新しい国家を創設する土台となったのは、経済ないし経済制度そのものに他ならなかった。したがって、経済は国家に正当性を付与するものとなり、ドイツの新自由主義は、古典的自由主義とまったくことなる問題を抱えるようになった。

自由主義において問題となるのは、ある存在する国家を想定し、いかにして最小限の統治を行えばいいのか、そしていかにして国家の内部において必要とされる経済的自由の場を挿入すればいいのか、ということであった。それに対して、ドイツの新自由主義は、存在しない国家を想定し、いかにして経済制度から出発し、それを正当

化していくかという問題を取り扱う。つまり、ドイツの新自由主義において、経済（市場）と国家（政治）の転倒がみられる。このように、経済が国家を正当化する力を持つことこそが、新自由主義の古典的な自由主義に対する特異性である。」（張 2018:55）

たしかに、上記の政治的な正当性の議論には一定の論拠はあろう。しかし、オールド自由主義の意義が、単に戦後ドイツの政治的な正当性の源泉であったということだけに限定されるべきではないであろう。

（２）ドイツの社会的市場経済の源流

上記に関連して言えば、オールド自由主義は、戦後ドイツの経済政策上の理念となった「社会的市場経済」の思想的な源流になっていたものであり、実際の競争法制定の理論的な土台として機能したことが挙げられる³²。戦前のドイツは、いわば「カルテル国家」であった。しかし、戦後のドイツは、オールドリベラル派の影響によって、それまで約 50 年続いてきたカルテル国家から、1957 年の競争制限禁止法（GWB）の制定をもって、いわば「反カルテル国家」へと 180 度舵を切ったのである。同法において規定された想定競争基準は、ミクシュの「かのようにの競争」の影響を受けているものと考えられる³³。

（３）ヨーロッパ経済統合への影響

戦後のヨーロッパ統合は、1957 年に調印された欧州経済共同体（EEC）における経済統合として、はじめて結実した。そして、共同市場という設定された欧州の市場経済秩序に対して、オールド自由主義の競争秩序の思想は、EEC の競争法の樹立という面で大きな影響を与えたと考えられる。たとえば、Joerges（2017）は、「オールドリベラルな経済憲法の理論は、1958 年の欧州統合プロジェクトの正当性およびデザインの中心的存在である」と述べている。（Joerges 2017:201）

EEC の本質的特徴は、単に共同市場の創設だけではなく、それを競争的な経済秩序の樹立の手段と考え、そのための規制的原理である競争システムを同時に導入したことであり、しかも、それを単なるプログラムのものではなく、法規範として設定したことにあると考えられる³⁴。

ただし、オールド自由主義が欧州統合に与えた影響は、EEC の競争法に関するものに限定されないであろう。欧州統合は、1958 年の EEC 発足直後から最初の 10 年間は、関税同盟の完成に向けた動きが中心であった。1992 年のマーストリヒト条約では、EC

³² たとえば、Gerber（1998）、田中（2005）高橋（1997）、船田（2023）は、オールド自由主義のドイツ競争制限禁止法への影響について述べている。

³³ オールド自由主義とドイツ競争制限禁止法との関係性に関しては、黒川（2024）を参照ありたい。

³⁴ Mestmäcker（2004）,S.388.

は欧州連合（EU）となり、経済通貨同盟（EMU）への道筋が確保され、1999年には単一通貨ユーロの導入と欧州中央銀行による一元的な通貨政策の実現に至っている。こうした統合の深化のプロセスに対しても、オールド自由主義的な影響があると考えられる。

なぜなら、マーストリヒト条約の枠組みでは、欧州中央銀行（ECB）の目標として「物価の安定性」の確保が条約上明記されたほか、開かれた金融市場の創設といったマクロ経済的な政策選択を構築しようとする考え方は、「私有財産制」および「契約の自由」と同様に、オールドリベラルな諸原理の重要な構成要素となっているのであり、それらは、今日の欧州統合の形成にとって本質的な重要性をもつものだからである。

たとえば、同条約では国家債務の ECB による引受けが禁止されていたことが挙げられる。これに関して、当時ドイツ連銀総裁のヴァイトマン氏は、2013年の講演で次のように述べている。「こうした諸側面において、マーストリヒト条約全体のフレームワークは、オールド自由主義の核心的な諸原理を反映したかたちとなっている。」³⁵

さらに、言及すべきことは、2010年前後に発生したギリシア国家債務危機とその後 EU ならびに ECB の対応をめぐる議論である。2016年に稼働した EU の銀行破綻処理制度に関し、加盟国による公的資金の注入よりも、破綻銀行の所有者（株主）および与信者に対し損失補填の責任を優先的に課す制度（いわゆる Bail-In 制度）がはじめて導入されたが、これなどは、オイケンの立憲的原理の1つである「責任原理」と整合性を有するものと考えられる。

いずれにせよ、オールド自由主義による経済政策の考え方の影響が強いドイツが、欧州統合を主導する国家であるがゆえに、今後のヨーロッパ経済統合を分析する上で、オールド自由主義の秩序理論とその考え方を正確に理解することは、必要不可欠なものとなろう。

10. 結語

本稿でみてきたように、オールドリベラル派は、経済における自由主義についての再定義を行ったのであり、それによって、彼らの学派は、新しい自由主義（Neo-liberalism）の一派として分類されるようになる。Gerber (1998) は次のように述べる。「かれらは、自由主義を精緻に調音して、法が市場経済の不可欠な構成要素となるところの自由主義という新しい類型を生み出したのであり、その法が、市場を、社会的分断の根源から社会的統合の手段へと変容させるのである。かかる自由主義の類型においては、市場は、必要なものではあるが、しかし、それだけでは不十分である。経済は、立憲的

³⁵ Jens Weidmann, 'Krisenmanagement und Ordnungspolitik', Walter-Eucken Vorlesung, Rede, Freiburg, 11. February 2013.

な法的枠組みにおいて基礎づけられなければならない、それが、市場を守り、そして、市場を取り巻く社会の統合を支援するのである。競争法は、常にこのプロジェクトの中心に置かれていたのである。」(Gerber 1998 : 265)

さて、オールド自由主義の現代的意義はどこにあるか。グローバル化した現代では、もはやその意義を失っているのであろうか。否、そうではないであろう。

オイケンの最大の功績は、巨大な二律背反を克服し、科学的形態学のアプローチによって、市場形態論を展開し、あるべき競争秩序を規範的に提示したことにある。そして、それを実現するために、法学と経済学の協働によって、法的枠組みを伴った市場経済という視点から、競争政策などの経済政策を行う際の「経済政策の諸原理」を提示したことは、きわめて独自のであり、現代にいたるまで、ドイツを中心としてヨーロッパでは大きな影響力を与えていると言っても過言ではない。とくに、そのことは、EUの欧州委員会が、米国の巨大な多国籍企業に対して、EUの競争法違反に対する巨額の課徴金を課すことが頻繁に行われていることに現れている。

他方、学術に目を転じると、オイケンが指摘した経済学の「巨大な二律背反」、言い換えると理論と歴史の分裂は、当時の学術的状況とは多少異なるものの、我が国をはじめとして、基本的には今なお存在していると言わざるをえないのではないか。そうだとするならば、フライブルク学派が到達したところの二律背反の克服は、今日でもその重要性を失っていないであろう。

しかし、オールド自由主義の意義は、単に、理論と歴史の二元主義の統合という学術上の問題だけにとどまらない。現実の経済秩序は、日本一国の国内的な経済秩序にあっても、経済諸形態の複合的な併存によって構成されている。

その一例を挙げれば、昨今、その価格が不安定となっている米(コメ)の生産・流通の経済形態であろう。コメの生産については、コメ農家の減少とともに経済形態が「経過的な形態」となり、「混合的な形態」へと変化している可能性がある。形態学のアプローチによって、その動的な形態の中になんらかの競争の阻害が存在するのであれば、秩序政策的措置を講じることが望ましいと言える。その際、政策の目的は、オールドリベラルな視点からは、特定の経済権力の個別的利益を助長するものではなく、コメの生産・流通・販売にかかわる各主体の個別的利益を確保しつつ、同時に、それが社会の全体利益(たとえば、消費者が不安なくコメを購入できること)と調和するところの、競争秩序の樹立に向けられるべきであろう。

加えて、一国の経済秩序のなかに存する他のすべての財貨・生産要素にかかわる諸形態とそれらがかかえる諸問題も、同様に、場合によっては秩序政策による措置の必要性があるという意味において、オールド自由主義による考え方は、現代においてもなおその経済政策論上の意義を失ってはいないと言えるだろう。

他方、世界に目を転じると、オルドリベラルな形態学のタームで見れば、今なお、交換経済秩序だけではなく、中央管理経済秩序も、依然として併存する状況が続いている。その最大の例は中国の経済秩序であることは、いうまでもないだろう。そして、中国との経済関係については、米国やEU、日本といった交換経済を軸とする秩序（＝市場経済秩序）にある国家群との間で、EV、エネルギー、AI、IT、資源などのさまざまな領域において、産業戦略上、あるいは貿易取引上の国際的な経済課題を抱えているという現状がある。

ここで、オイケンが重視するのは、経済秩序と法的秩序の相互依存的関係性であった。すなわち、中央指導経済秩序における国内的法秩序は、一見すると、交換経済秩序における法秩序と外見は同じように見えるが、中身は異なるものだという点である。例えば、会社法や労働法といった法律は、たしかに中央指導経済の国家においても存在するが、そこで規定される法的制度の機能は、その経済秩序と相互依存的関係にあるがゆえに、それらを、交換経済秩序におけるそれと同じものとみなすことはできないのである。（Eucken 1952:104）

いずれにせよ、オルドリベラル派は、繰り返し、「資本主義」といったイデオロギーに満ちたあいまいな概念的用語による議論をすべきではないとの立場をとってきた。ここで、資本主義＝生産手段の私有制、と定義するならば、ナチス・レジームにみられるように、資本主義は、中央管理経済秩序とも結合したのであり、その逆に、社会主義が交換経済秩序と結合することもある。それゆえ、オルドリベラル派は、「資本主義」という用語を主語にした人格的な用法や、発展法則性にとらわれた歴史分析ではなしに、その秩序形態において思惟することの重要性を主張したのである。歴史における現実のなかから、純粋な理想型としての中央指導経済という経済秩序を抽出し、それらを、（本稿では割愛したが）、これほど精緻かつ構造的に分析した学派は、他にないと言えるのである。今日においても、しばしば、「資本主義」対「社会主義」といった対立軸のなかで世界経済の議論がなされることが散見されるが、そうではなく、フライブルク学派が主張したように、「秩序において思惟する」ことが求められるのである。その意味において、この学派が果たした学術的な功績は今なお大きいと言えるであろう。

最後に、オルド自由主義の本質は、法的ルールを伴う市場経済秩序であり、そのためには、法学と経済学の協働が要求されるのである。それゆえ、法学、経済学、あるいは政治学などの学問分野での協働と学際的なアプローチによる研究の更なる進展が望まれよう。

参考文献：

- Biebricher, Thomas(2020),Ordoliberalism and the Eurozone Crisis, in:Dolt,Malte and Krieger,Tim(2020), Ordoliberalism and European Economic Policy,Routledge.
- Goldschmidt,Nils(2001),Entstehung und Verhältniss ordoliberalen Denkens,LIT-Verlag.
- Goldschmidt,Nils(2008),Zur Einführung : Leonhard Miksch in:Grundtexte Freiburger Tradition der Ordnungspolitik, Mohr-Siebeck.
- Dardot,Pierre and Laval, Christian(2014),The New Way of the World on Neo-Liberal Society, Verso.
- Eucken,Walter(1940[1989]),Die Grundlagen der Nationalökonomie,9.Auflage, Springer-Verlag. (邦訳:大泉行雄訳『国民経済学の基礎』勁草書房 1958年)
- Eucken,Walter(1946),Über die Gesamtrichtung der Wirtschaftspolitik, in: Walter Oswald,hrsg.(1999),Ordnungspolitik, Lit-Verlag.
- Eucken,Walter(1952[2004]),Grundsätze der Wirtschaftspolitik,7.Auflage,Mohr-Siebeck.(邦訳:大野忠男訳『経済政策原理』勁草書房 1967年)
- Joerges,Christian(2017),Europe after Ordoliberalism: A Philippic,in : Biebricher,Thomas and Vogelmann,Frieder, edit.(2017),The Birth of Austerity, German Ordoliberalism and Contemporary Neoliberalism,Rowman & Littlefield.
- Gerber,David J.(1998),Law and Competition in Twentieth Century Europe, Protecting Prometheus, Oxford Universtiy Press.
- Groeben,Hans von der(1961) ,Policy on Competition in the EEC, Supplement to Bulletin of the European Economic Community No7-8 Fourth Year.
- Groeben,Hans von der(2014),Deutschland und Europa in einem unruhigen Jahrhundert,Nomos-Verlag.
- Haselbach,Dieter(1991),Autoritärer Liberalismus und Soziale Marktwirtschaft,1.Aufl.,Nomos-Verlag.
- Kiely,Ray(2018),The Neoliberal Parodox, Eduward Elgar Publishing.
- Kolev,Stefan(2020),Ordoliberalism's Embeddedness in the Neoliberalism of 1930s and 1940s, in:Dolt,Malte and Krieger,Tim edit.(2020),Ordoliberalism and European Economic Policy, Routledge.
- Mestmäcker,Ernst-Joachim (2004) ,Nachwort Gespräch mit Oswald Walter ,in:Eucken,Walter(1952[2004]),Grundsätze der Wirtschaftspolitik,7.Auflage(2004).
- Miksch,Leonhard(1937/1947),Wettbewerb als Aufgabe Grundsätze einer Wettbewerbsordnung, Berlin. erweiterte Auflage,Godesberg .
- Miksch,Leonhard(1948),Zur Theorie des Gleichgewichts, ORDO Bd.1, S.175-196.

- Miksch,Leonhard(1949),Die Wirtschaftspolitik des Als-Ob,in:Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft 105,S.310-338.
- Miksch,Leonhard(1950),Sittliche Bedeutung der Inneren Koordination ORDO Bd.3,S.29-73
- Müller-Armack,Alfred(1966),Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik Studien und Konzepte zur Sozialen Marktwirtschaft und zur europäischen Integration, Verlag Rombach.
- Müller-Armack,Alfred(1974),Genealogie der Sozialen Marktwirtschaft Frühschriften und weiterführende Konzepte,Verlag Paul Haupt.
- Nützenadel,Alexander (2005) ,Stunde der Ökonomen, Wissenschaft , Politik und Expertenkultur in der Bundesrepublik 1949-1974, Vandenhoeck und Ruprecht.
- Oksala, Johanna(2017),Ordoliberalism as Governmentality,in: The Birth of Austerity, German Ordoliberalism and Contemporary Neoliberalism, Rowman & Littlefield.
- Patel and Schweitzer(2013),The Historical Foundation of EU Competition Law, Oxford.
- Schlecht, Otto(1989),Macht und Ohnmacht der Ordnungspolitik Eine Bilanz nach 40 Jahren Sozialer Marktwirtschaft, in: ORDO Bd.40,S.303-320.
- Seidel,Katja(2009),DGIV and the Origins of a Supranational Competition Policy, in: Kaiser, Leucht und Rasmussen,edt.(2009),The History of the European Union Origins of Trans- and Supranational Policy 1950-72, Routledge.
- Wegmann,Miléne(2002) ,Früher Neoliberalismus und europäische Integration, Nomos-Verlag.
- Wegmann,Miléne(2008),Der Einfluss des Neoliberalismus auf das europäische Wettbewerbsrecht 1946-1965,Nomos-Verlag.
- 雨宮昭彦 (2005)『競争秩序のポリテイクス ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会
- 出水宏一 (1978)『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社
- 大蔵省 EEC 研究会編 (1962)『EEC の全貌』日本関税協会
- 岡村堯 (2007)『ヨーロッパ競争法』三省堂
- 金井貴嗣 (2015)「EU 支配的地位濫用規制の生成」『中央ロー・ジャーナル 第 12 巻第 1 号』 pp.43-68.
- 川嶋周一 (2022)「戦後西ドイツの欧州経済統合観とオルド自由主義ーローマ条約交渉における政府内議論を手掛かりに 1953-1956ー」, 鈴木利大編著 (2022)『EU における経済通貨同盟の問題点と政策的統合の必要性』第 1 章に所収, 文眞堂
- 黒川洋行 (2011)「リスボン条約における社会的市場経済の適用ーEU の経済秩序に関するオルド自由主義からの考察」日本 EU 学会年報第 31 巻 pp.102-126.

- 黒川洋行 (2012) 『ドイツ社会的市場経済の理論と政策 オルド自由主義の系譜』 関東学院大学出版会
- 黒川洋行 (2023) 「アレキサンダー・リュストウの経済思想－『強い国家』概念とカール・シュミットの『全体国家』概念との比較分析－」 関東学院大学経済学会研究論集『経済系』第 288 集, pp.12-32.
- 黒川洋行 (2024) 「レオンハルト・ミクシュの経済思想－オルド自由主義における『かのようにの競争』－」 関東学院大学経済学会研究論集『経済系』第 289 集, pp.28-50.
- 庄司克宏 (2014) 『新 EU 法 政策編』 岩波書店
- 正田彬・編 (1996) 『アメリカ・EU 独占禁止法と国際比較』 三省堂
- 高橋岩和 (1997) 『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』 三省堂
- 田中裕明 (2005) 「ヨーロッパ競争法の歩みとドイツ法の役割」『神戸学院法学第 34 巻第 4 号』 pp.53-76.
- 田中裕明 (2016) 『市場支配力濫用規制法理の展開』 日本評論社
- 張林倩(2018) 「新自由主義的統治に関する批判的考察－フーコーの統治性理論を手がかりに－」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』第 65 巻第 1 号
- 福澤直樹 (2020) 「ドイツ・ネオリベラリズム研究の今日的展開とその意義」『歴史と経済』62 巻 2 号, pp.18-26.
- 福田直人 (2021) 『ドイツ社会国家における「新自由主義」の諸相－赤緑連立政権による財政・社会政策の再編』 明石書店
- 船田正之 (2023) 『経済法総論』 有斐閣
- エルンスト-ヨアヒム・メストメッカー (1997) 『市場経済秩序における法の課題 法理論と秩序政策に関する論文集』 (早川勝訳) 法律文化社
- エルンスト-ヨアヒム・メストメッカー (2011) 『EU の法秩序と経済秩序 法と経済の関係についての基本問題』 (早川勝訳) 法律文化社